

第3節 動員計画

町の地域において災害が発生し、または災害が発生した場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定める。

1. 災害配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1 津波注意報が発令されたとき 2 町内で震度4を観測する地震が発生したとき 3 町長が特にこの配備を指示したとき	1 総務課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する 2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える	1 関係課及び災害応急対策要員または災害警戒対策要員が対処する 2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員または災害警戒対策要員が登庁して対処する なお、その他職員は、登庁できる態勢で自宅待機する
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	1 町内で震度5弱、5強を観測する地震が発生したとき 2 津波警報が発表されたとき 3 町長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する	1 各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する 2 休日等の勤務時間外は、各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が登庁して対処するなお、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機する
	1 町内で震度6弱、以上を観測する地震が発生したとき 2 大津波警報が発表されたとき 3 町長が特にこの配備を指示したとき	災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する	1 全職員が対処する 2 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する

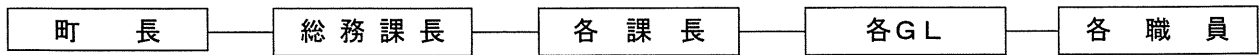
- (注) 1 「関係課」とは、町長が防災と関わりがあるものとして指定した課をいう。
 2 「災害応急対策要員」とは、各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
 3 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

2. 職員の動員

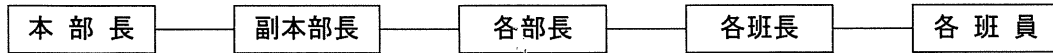
(1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



イ. 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

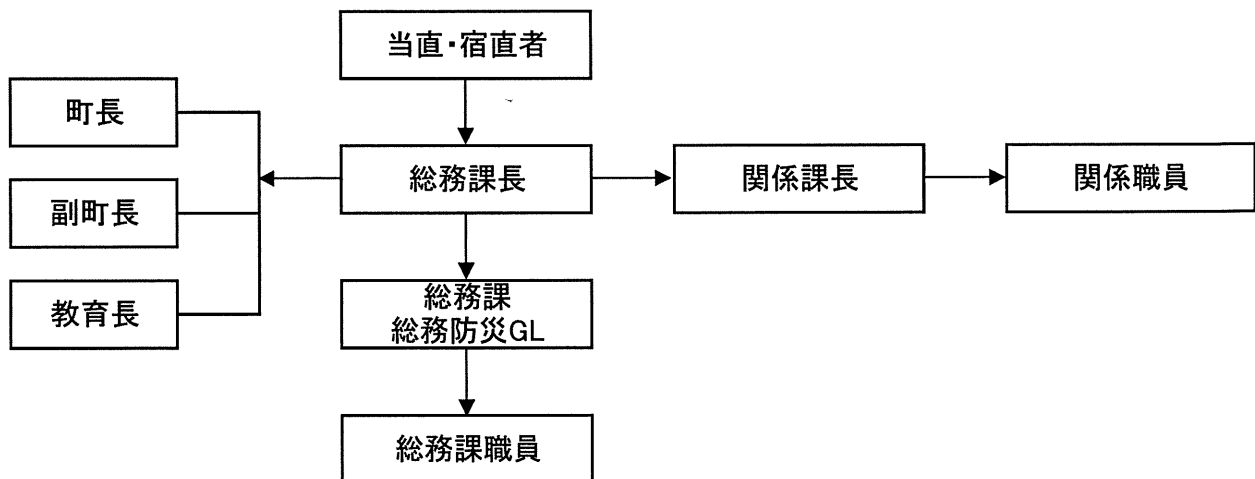
ウ. 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、企画財政課長（総括指令班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ. 企画財政課長（総括指令班長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。

「当直者からの通報による非常連絡」



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、または災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。

イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況または災害情報を所属課長（班長または参集場所の指揮者）に報告する。

(4) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図る。

(5) 複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練等を実施する。